

中山間応援サポーター 規約

(目的)

第1条 この組織は、高齢化の進展等により労力を伴う活動が困難となっている中山間地域において、集落等が行う各種共同活動を支援するとともに、支援活動を通じて中山間地域の住民との交流を深めることにより、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この活動組織の名称は、中山間応援サポーター（以下、「サポーター」という。）と称する。

(構成員)

第3条 サポーターは、第1条の目的に賛同し、次項により登録をする者をもって構成する。

- 2 サポーターへの登録は、別に定める「中山間応援サポーター募集要領」により手続きを行うものとし、サポーターからの脱退は自由意思によるものとする。

(活動内容)

第4条 活動内容は、第1条の目的を達成するための以下の活動とする。

- (1) 中山間地域の集落等が共同で行う各種作業に対する支援活動
 - (2) 中山間地域の集落等が行う地域おこし活動の支援活動
 - (3) その他、第1条の目的を達成するために必要な活動
- 2 活動の内容は、中山間地域の集落等から要請のあった活動とし、活動への参加はサポーター登録者の自主的な判断により決定するものとする。
 - 3 活動は、中山間地域の集落等の活性化等に貢献する活動であって、無償で行うものとする。

(運営)

第5条 サポーター運営は、福岡県（以下、「県」という。）が行う。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、サポーターに関する必要な事項は県が定める。

附 則

この規約は、平成28年8月29日より施行する。